

非公表とする必要のある資料・情報の取扱い等について（案）

平成 23 年 7 月 8 日

東京電力福島原子力発電所における

事故調査・検証委員会申合せ

- 1 (1) 東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会（以下「当委員会」という。）の委員及び技術顧問（以下「委員等」という。）は、当委員会による調査・検証の過程で知り得た秘密は、その任務の終了等により委員等でなくなった後も含め、外部に漏らさない。
- (2) 調査・検証の過程で入手した資料・情報は、事務局に確実に保管させるなどして適切に管理する。
- 2 (1) 当委員会が資料・情報の提供を受けるに際し、相手方から資料・情報を非公表とすよう求められた場合は、公表することにより関係者（提供者以外の者を含む。以下同じ。）の権利・利益又は公共の利益を害するおそれがあるなど非公表とすべき具体的な理由を確認し、当委員会が合理的な理由があると認める場合は、非公表の取扱いとする。
- (2) 上記（1）以外の資料・情報についても、関係者の権利・利益又は公共の利益を害するおそれがあるなど当委員会が非公表とすべき合理的な理由があると認めるものについては、非公表の取扱いとする。
- (3) 上記（1）及び（2）において、急を要する場合は、委員長において非公表の取扱いとするかどうかを決めることができる。
- (4) 非公表の取扱いとした資料・情報については、中間報告や最終報告の記載においてもその趣旨に十分配慮する。
- 3 当委員会による資料・情報の提供要請に対し、非公表とすべき合理的な理由がないと認められるにも関わらず、相手方が非公表の取扱いに固執して資料・情報の提供に応じない場合は、相手方の対応について公表するなどの適切な措置をとる。